

## 質問書に対する回答

### (南部圏域におけるさいたま市発達障害者地域支援マネジャーの配置による地域支援体制の強化事業委託業務)

提出されました質問書について、次のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	<p>要求水準書</p> <p>6 活動の範囲 関係</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・担当区の指定は基本的に1区のみか。近隣区を含めた複数区を指定することができるのか。</li><li>・マネジャーが所属する法人の所在地ではない区を指定することもあり得るのか。</li><li>・「重点支援モデル区」を定める趣旨をご教示願いたい。モデル区以外からの応募の場合でも、指定される担当区はモデル区となる可能性が高いということか。</li></ul>	<p>今年度は、発達障害者地域支援マネジャー（以下：回答内ではマネジャーと省略）の担当区の指定は1区のみとなります。</p> <p>本事業は、訪問による支援が主たる業務であることから、マネジャーが所属する法人の所在地に関わらず、担当区を指定する予定です。したがって、法人の所在地以外の区が担当区になる場合もあります。</p> <p>重点支援モデル区は、マネジャーの対象となる障害福祉サービス等の事業所数、障害者手帳所持者数等を総合的に勘案し、本事業を初めて開始するにあたって、市がまず重点的にモデル地区として支援を行う必要があると考えている地域です。そのため、今年度は重点支援モデル区の中から担当区を指定する予定です。</p>
2	<p>7 業務内容 関係</p> <p>(2) ウ関係</p> <p>「事例検討会」の実施や「連絡会」の開催は、担当区のみで良いのか。担当圏域全体で開催するのか。また「既存のネットワーク会議」は基本的に区単位で設置されていることが多いが、これも担当区のみでの参加で良いのか。担当圏域それぞれの区の会議等への参加を想定しているのか。</p>	<p>事例検討会や連絡会の開催、ネットワーク会議の参加や開催について、担当区への参加や開催を優先することを想定しています。</p> <p>ただし、本事業は初年度のため、まずは関係者に幅広く知っていただき、活用していただく必要があることから、可能な範囲で、圏域内の会議等に参加すること、圏域内の支援者に連絡会等に参加していただくことが望ましいと考えられます。</p>

3	<p>8 配置体制等 関係  (1) 関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉や心理の専門的資格」には、社会福祉士、公認心理師の他に何が含まれるか。</li> <li>・「発達障害児者への支援実績」とは、いわゆる直接支援業務の実績は含まれるか。</li> </ul>	<p>マネジャーにおける福祉や心理の専門的資格については、精神保健福祉士、介護福祉士などの国家資格や臨床心理士を想定しています。</p> <p>次いで、支援の実績について、直接支援業務も実績として認められます。</p>
4	<p>8 配置体制等 関係  (2) 関係</p> <p>担当圏域内の事務所等であれば、基本的に「業務が行える場所」にあたるとの認識でよいか。</p>	<p>圏域内であれば「業務が行える場所」との認識でかまいません。</p>
5	<p>8 配置体制等 関係  (3) および (6) 関係</p> <p>「マネジャーは、複数名を交代で配置することができる」とあるが、本業務を複数名が協働して実施することも差し支えないか。その際、必要とされる配置日数・配置時間との関係については、延べ日数・延べ時間で計算するという認識でよいか。</p>	<p>要求水準書で示すように、原則「4日以上」「週24時間」の配置が求められます。したがって、同日の同一時間帯に複数名が協働で業務にあたった場合について、原則は重なった部分が1名分の配置時間となります。</p> <p>しかし、コンサルテーションを行ううえで、多角的な視点が求められ、専門性の違うマネジャーが複数名であたる必要がある場合等、業務目的を達成するうえで、やむを得ない場合は、委託者との事前協議によって、「延べ日数」または「延べ時間」として認められる場合もあります。</p>